

小田原市監査委員公表第13号

令和4年5月26日付け監査第46号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年6月29日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 楊 隆子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>委託契約において、市が受託者へ個人情報を引き渡す場合は、小田原市個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託要領に従い、市は、個人情報の引き渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称（以下「文書名称等という。」）を契約書に明示する必要がある。また、受託者に対し、個人情報の管理体制を明らかにさせなければならない。</p> <p>しかしながら、市は、土地評価支援システム運用業務委託契約において、受託者から個人情報管理体制の届出を受けていなかった。</p> <p>個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の適正な取扱い</p>	<p>令和4年度における土地評価支援システム運用業務の契約について、受託者に個人情報管理体制等届出書を提出させた。</p>

	<p>を確保するための措置を講ずる必要がある。</p> <p>(資産税課)</p>	
2	<p>令和3年3月から9月分の水産市場使用料（1か月当たり概ね120万円）の納期限を翌々月の日付に設定していた。</p> <p>小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第44条では、卸売業者市場使用料の納期限は、その月分を翌月末日としている。</p> <p>納期限は、規則の規定に基づく日としなければならない。</p> <p>(水産海浜課)</p>	<p>徴収する使用料等の納期限が誰でも分かるよう壁に掲示することとした。</p> <p>調定伺に押印する係長・副課長・課長が必ず納期限を確認し、押印することとした。</p>
3	<p>令和2年度分の小田原漁港交流促進施設指定管理者納入金9,005,111円について、令和2年度の出納閉鎖日（令和3年5月31日）を基準にして納期限を通知したため、収入日が出納閉鎖日を過ぎ、令和3年度の収入となってしまっていた。これは、納入者が5月28日に県外の金融機関で納付したため、市に入金されるまで時間がかかり6月1日の入金となったものである。</p> <p>納期限は、年度内に確実に収入されるよう適切に設定する必要がある。</p> <p>(水産海浜課)</p>	<p>指定管理者に渡す納付書の納入期限を5月20日に設定するとともに、できるだけ早期の納入を依頼することとした。</p> <p>出納室から掲出される出納閉鎖に関する通知文に振込による場合の注意事項を記載してもらうこととした。</p>
4	<p>令和3年度漁具倉庫使用料について</p>	<p>出納した職員が金庫に預ける時に、</p>

<p>て、令和3年4月14日出納員が収納した100,320円が収入金計算簿に記載されていなかった。</p> <p>現金は横領、紛失や盗難のリスクが大きいことから、収納金の収納、保管及び払い込みは日々正確に収入金計算簿に記録し、適正に管理しなければならない。</p> <p>(水産海浜課)</p>	<p>副課長から金庫の鍵を受け取って、納めることになっているので、鍵を渡す副課長が収入金計算簿に記載されていることを確認してから、鍵を渡すこととした。</p>
---	---